

事務連絡
平成27年7月13日

各都道府県・各政令市 廃棄物行政主管部（局）御中

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
産業廃棄物課

地域版EMSの認証を受けている事業者の
優良産廃処理業者の認定に当たっての留意点について

産業廃棄物処理行政の推進につきましては、日頃より御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成22年法律第34号）において創設された優良産廃処理業者認定制度については、「優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル」（平成23年3月（平成27年3月改訂））に基づき運用していただいているところです。

産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準、いわゆる優良基準のうち、環境配慮の取組に係る基準につきましては、ISO14001又はエコアクション21若しくはこれと相互認証されている認証制度による認証を受けていることとされています。

この「これと相互認証されている認証制度による認証を受けていること」につきましては、「優良産廃処理業者認定制度における『エコアクション21と同等とみなされる地域等で実施されている環境マネジメントシステム等の認証の基準』について」（平成25年3月29日環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課。以下「相互認証基準」という。）に基づき、

- ・地域等における環境マネジメントシステム（以下「地域版EMS」という。）が相互認証基準に適合していることを一般財団法人持続性推進機構（以下「持続性推進機構」という。）が確認（以下「制度間確認」という。）し、
- ・地域版EMSと持続性推進機構が相互認証契約を締結した後、
- ・当該地域版EMSの認証を受けた事業者が相互認証基準に適合していることを持続性推進機構が確認（以下「個別確認」という。）した場合

が該当いたします。

しかしながら、地域版EMSの認証を受けた事業者が、持続性推進機構による個別確認を受けずに、優良基準に適合しているとして優良産廃処理業者の認定を受けていたことが判明しました。制度間確認がなされ相互認証契約を締結している地域版EMSの認

証を受けている事業者であっても、持続性推進機構による個別確認を受ける必要があります。なお、個別確認を受けたことを証明する書類として、持続性推進機構が個別確認を受けた事業者に対して発行する相互認証確認書（別添）があります。

貴部（局）におかれましては、地域版EMSの認証を受けている事業者の優良産廃処理業者の認定に当たっては、この旨配慮いただきますようお願いいたします。

参考

- ・優良産廃処理業者認定制度における『エコアクション21と同等とみなされる地域等で実施されている環境マネジメントシステム等の認証の基準』について」（平成25年3月29日環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課）

<http://www.env.go.jp/recycle/waste/gsc/attach/sougoninsyokijun.pdf>

- ・エコアクション21産業廃棄物処理業者の相互認証に関する規程（平成27年7月1日一般財団法人 持続性推進機構）

<http://www.ea21.jp/starter/pdf/sanpai-sougo-kitei.pdf>

【担当】

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

産業廃棄物課 水谷、鳥居

電話：03-3581-3351（内線6879）

FAX：03-3593-8264

E-mail：hairi-sanpai@env.go.jp

産業廃棄物処理業に係るエコアクション21との相互認証確認書

平成 年 月 日

地域版EMS認証・登録番号 _____

事業者名 _____

代表者名 _____ 殿

一般財団法人 持続性推進機構
理事長 安井 至

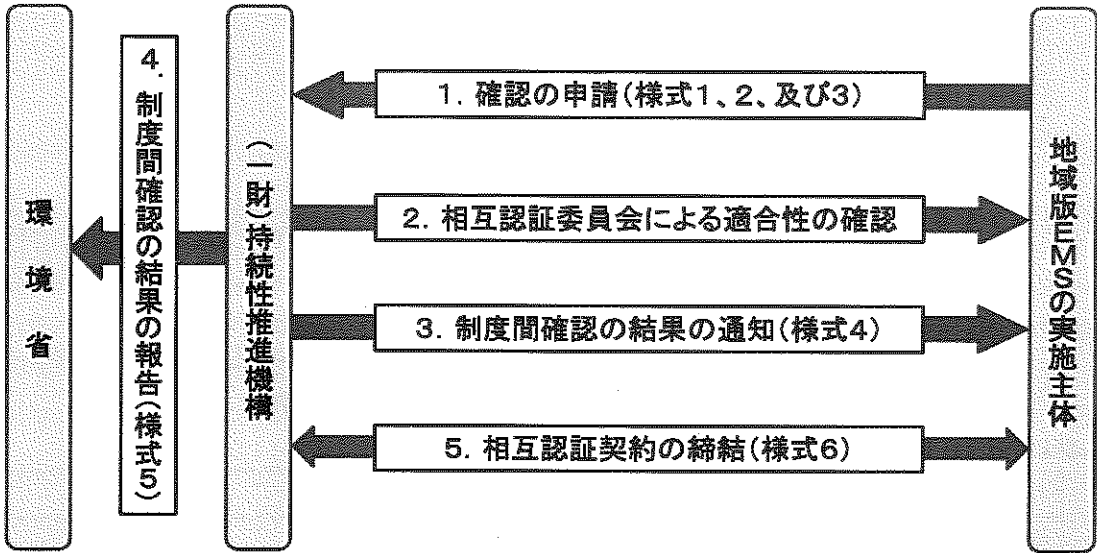
本機構が制定した「エコアクション21産業廃棄物処理業者の相互認証に関する規程」
II第2項及び第3項等の要件へ適合していることを確認しました。

住所	
電話番号、URL等	
相互認証の範囲	対象事業所
	事業活動
エコアクション21 判定委員会等の開催日	
相互認証期間	
備考	

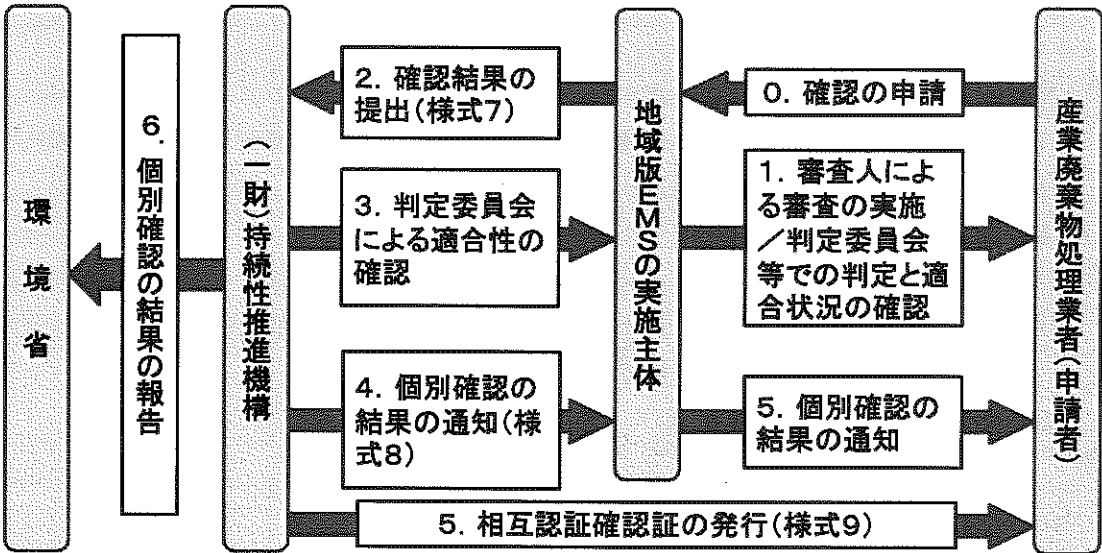
なお、＜地域版EMSの実施主体名＞による環境マネジメントシステムの認証・登録が取り消し、失効等となった場合、本件確認も取り消しとなります。また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令に違反し、処分を受けた場合には、本件確認が取り消しになることがあります。

なお、この「相互認証確認書」が発行されたことによって、エコアクション21の認証を取得したことにはなりません。従ってエコアクション21という名称やエコアクション21のロゴマークを使用することはできません。

地域版EMSの相互認証基準への適合性の確認(制度間確認)手続き等



産業廃棄物処理業者の相互認証基準への適合性の確認(個別確認)手続き等



出典:「エコアクション21産業廃棄物処理業者の相互認証に関する規程」(平成27年7月1日一般財団法人持続性推進機構)